

消費税の適格請求書発行事業者登録番号について

令和5年（2023年）3月

令和5年（2023年）10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まります。

インボイス制度が始まると、消費税の仕入税額控除のために「適格請求書発行事業者」が発行する適格請求書（インボイス）の保存が必要となります。

淡路広域行政事務組合では、適格請求書発行事業者の登録が必要な各会計において、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、次のとおりお知らせします。

会計	登録番号	インボイスの対象となる主な取引例
一般会計	T9000020289043	粗大ごみ処理手数料
食肉センター事業 特別会計	T7800020000859	淡路食肉センター使用料

インボイス制度について、詳しくは国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

